

平成25年度 定期監査報告 (第1号)

1. 監査の対象
- 根室市港湾整備事業会計
根室市水道事業会計
市立根室病院事業会計
根室市下水道事業会計
2. 監査の期間
- 自 平成25年 4月 22日
至 平成25年 6月 7日
3. 監査の場所
- 監査委員事務局
4. 監査執行者
- 根室市監査委員 宮 野 洋 志
根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査の範囲

今回の監査は、上記会計を対象として、平成24年度における財務に関する事務全般を監査の範囲とした。

6. 監査の結果及び意見

各事業会計主管課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、それぞれ事務担当者より内容の説明を受けるなど、根室市監査委員事務運営規程に従い、通査の方法をもって監査を実施したものである。

監査実施結果においては、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したがその概要については別記のとおりである。

I. 根室市港湾整備事業会計

● 水産港湾課

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 会議負担金の支出において、会議の開催後に負担金を支出しているが、資金前渡で支出せず、会議出席者が立替して支払していると思慮される。会議案内から会議まで2ヶ月程度の日数があったことから資金前渡で支出すべきである。

II. 根室市水道事業会計

● 上下水道課・上下水道施設課・浄水場

1. 収入事務について

【意見】

- (1) 水道料金の過年度損益修正損（不納欠損処分）において、地方自治法第236条第1項に根拠を置き不納欠損処分を行っているが、根拠法令・条項等に解釈の誤りがあると思慮されるので、検討のうえ適正に事務処理されたい。

【指摘事項】

- (1) 水道及び下水道料金の滞納について、利用者（債務者）名が飲食店と思われる名称のみとなっており、代表者や経営者の個人名が不明で、誰に対して催告状を送付したり、電話や臨戸督促しているのか疑義のあるものが多数見受けられる。
また、不納欠損処分した全件について、消滅時効期間が経過するまでの間にどの程度の督促等を行ったか不明であるとともに、ただ単に機械的に催告状のみ送付し、消滅時効期間経過とともに不納欠損処分をしている嫌いがある。
受益者負担の公正を欠くことのないよう催告状の送付はもとより、電話及び臨戸督促を行い、その経過を滞納整理票等により記録し情報を共有するとともに、徴収を強化されたい。
(上下水道課)

III. 市立根室病院事業会計

● 管理課

○ 総務担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 売店、自動販売機等の目的外使用に係る使用料の算定において、許可面積の把握の誤り及び使用料算出過程の端数処理の方法が財産条例施行規則の規定と異なるなど、算出額に錯誤があるので是正されたい。
- (2) 短期出張医師に係る給食において、医業外収益調定書の資料（医局が作成した医師毎の発注数）の食数と収入原簿（総務担当に引継いだ現金）の食数が相違しており、1年間で182食分、126千円が不足しているので、適正に徴収されたい。
また、給食業務委託の完了届に記載されている医師食の食数とも相違しているが、整合性を図るとともに、相違する場合はその原因を把握されたい。

2. 服務について

【指摘事項】

- (1) 臨時職員の任用において、1年を超えて継続任用されている者が相当数おり、市臨時職員取扱要綱の規定に基づき適正な処理をされたい。

○ 経理担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 医療ガスの単価契約による見積合わせにおいて、予定価格書に不備があること、及び見積合わせ記録の誤りのほか、実際に納入されている物品が契約書に欠落しているなど、本契約の手続きは著しく適正を欠くものであり、適正に事務処理されたい。
- (2) 試薬品の入札記録において、入札金額の記載誤りがあり、誤った契約金額となっているものがあるので、厳正に事務処理されたい。

● 医事課

○ 医事担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 基準寝具及び病衣委託業務の単価契約に係る見積合わせにおいて、予算額が7,977千円で事務長が執行者となっているが、年間執行予定額が500万円以上の場合は院長が執行者となるので、適正に事務処理されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 病衣・手術用検診衣及び寝具委託業務の委託料の支出において、完了届及び完了検査書に記載している数量が、添付している資料の実数量と相違しており、未払いがあるので精査されたい。

● 栄養管理室

- 栄養管理係

1. その他特記事項について

【意見】

- (1) 給食業務委託契約書の仕様書に医師及び栄養士の検食が規定されており、医師は朝・昼・夜各1食、栄養士は昼・夜各1食となっているが、医局で作成している医師の給食の食数調から医師及び栄養士の検食の摂食数を調査した結果、医師は1日平均2.1食であり、3分の1は検食として食べられてないこととなるので、検食の意義を周知し給食の作成が活かされるよう指導されたい。

● 新病院建設推進・医師招へい室

- 医事担当

・特記事項なし

● 薬 局

- 調剤係

・特記事項なし

● 臨床検査科

- 臨床検査係

・特記事項なし

IV. 根室市下水道事業会計

● 上下水道課・上下水道施設課

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 公共下水道敷地の一部を温水プール駐車場用敷地として使用するため、教育長から占用許可申請書が提出され許可しているが、占用料の減免を申請する意思表示がないにも関わらず占用料を減免していること、及び占用許可を決定する起案書に、根室市道路占用料徴収条例第7条第4号の規定（その他市長が特別の事由

があると認めた占用)を適用し減免するとあるが、「市長が認める特別の事由」の記載がなく、減免する根拠がないので、正規に占用料を徴収すべきである。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 会計規程では同一項内の各目の流用のみ規定(第106条第2項)しており、同一目内の各節の流用は規定していないが、実際には流用が行われている。

同規程第106条第2項を準用して行うこととした場合、上下水道課長の合議が必要であり、また、決裁権者は管理者である。

流用伝票の決裁欄の課長、主査欄を抹消していること、及び上下水道課長の権限で流用の承認をしていることは誤りであり、適正に事務処理されたい。また、実態に合わせて会計規程等の整備を検討されたい。